

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和3年2月25日付けの生活保護費返還通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分は違法又は不当である旨を主張している。

平成30年6月頃、漏水事故の被害に遭い、所有する家財は水浸しになり廃棄せざるを得なかったため、同年9月頃、本件補償金923,997円の取扱いについて福祉事務所の担当ケースワーカーに相談したものの、生活保護費の返還を求められず、家財の買替え及び引越費用・初期費用に充てた。以後、令和3年2月25日に至るまで、担当職員から返還要求はなく、請求人は家財の買替え及び引越費用・初期費用に係る証拠資料を保管する必要に思い当たらなかった。

令和3年2月25日、突然、前記保険金を取得したことを理由として、

処分庁から540,574円の返還決定を受けた。

次官通知第8-3-(3)-オ（後記第6・1・(4)）に拠れば、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」は「収入として認定しないこと」とされている。

漏水という災害によって損害を受けたことを考慮せず、保険金の全額を収入として認定した上で、必要経費8,000円の控除のみを認めて、540,574円の返還を決定した処分は、法1条「最低限度の生活保障若しくは要保護者の自立助長」に反する違法・不当がある。

さらに、保険金の取得当時、担当ケースワーカーから生活保護費の返還請求がなかったにもかかわらず、処分庁が2年以上経った後に生活保護費の返還決定をしたことは、禁反言の法理に反する違法がある。

よって、令和3年2月25日付で決定した処分庁の生活保護費返還決定は取り消される必要がある。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年 3月 1日	諮問
令和4年 5月 19日	審議（第66回第1部会）
令和4年 6月 30日	審議（第67回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、このことは法の基本原理（法5条）の一つとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものであるとされている。

(2) 収入申告の義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとする。

(3) 費用返還義務

ア 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならないと規定している。

イ 上記アの規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている。」（東京高等裁判所平成25年（行コ）第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載。なお、同判決は最高裁判所において上告棄却により確定している。）と解されている。

ウ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援

護局保護課長通知。以下「課長通知」という。) 1・(1)は、法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとしている。

エ 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-2・答によれば、収入の増減が明らかとなった場合、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額又は減額して認定する必要がある場合、遡及変更の限度は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と解すべきとされている。

オ また、問答集問13-5・答(1)によれば、法63条は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされている。

(4) 返還決定額の算定

ア 資力発生日

契約に基づき保険金が返還される場合は、その契約内容により決まるが、「生活保護運用事例集 2017年版」(東京都福祉保健局生活福祉部保護課発行。以下「事例集」という。)問11-1によれば、法63条に係る資力の発生日について、災害補償金のうち、被災による補償金、保険金の給付については、被災日が資力の発生日とされる。

イ 収入認定

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)の第8・3・(2)・エ・(イ)によれば、保険金その他の臨時的収入については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額8,

000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとされている。

第8・3・(3)・オによれば、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金・保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額（は収入として認定しない）とされている。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第8・2・(4)によれば、自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途（以下「自立更生用途」という。）に供されるものに限ることとされている。ただし、直ちに自立更生用途にあてられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に供託されたときは、その供託されている間、これを収入として認定しないものとするとしている。

局長通知同(5)によれば、自立更生用途を収入として認定しない取扱いを行うに際して、当該貸付資金、補償金等が当該世帯の自立更生に役立つか否かを審査するため必要があるときは、自立更生計画を徴することとしている。

そして、課長通知第2・(1)・③によれば、返還額から控除して差し支えない金額は、認定基準に基づき保護の実施機関が認めた額（事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるもの限り同様に取り扱って差しつかえない。）とされている。

(5) 保護の廃止

法26条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくな

ったときは、速やかに保護の廃止を決定し、書面をもってこれを被保護者に通知する旨を規定している。

そして、保護を廃止すべき場合について、当該世帯における収入の臨時的増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときは、保護を要しなくなった日から保護を廃止することとされている(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(以下「取扱通知」という。))第10・問12・答2・(2))。

(6) その他

なお、次官通知、局長通知、課長通知及び取扱通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。そして、運用事例集における上記取扱いは、法の解釈・運用として本件の適用に関して合理的なものと認められる。

2 本件処分の検討

(1) 本件処分における資力の発生日

請求人が受けた本件補償金は、請求人が漏水事故に遭った事故日で、保険会社にも確認している、上記1・(4)・アに照らし、漏水事故の発生日である平成30年6月29日が、本件補償金に係る資力の発生日であると認められる。

(2) 本件処分における法63条の適用

本件補償金については、法4条1項の趣旨に沿って、これを最低限度の生活を賄うために活用することを要するものであることから、請求人に係る保護としては、当該資力(本件補償金)の活用によっても、なお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものであるといえる。

このため、処分庁は、請求人に対して実施した保護については、法

63条の規定が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するものとして、本件補償金（923,997円）から、所定の控除額8,000円を差し引いた（次官通知第8・3・(2)・エ・(イ))915,997円を収入認定額と認定し、このうち、本件処分により返還すべき金額として、資力が発生した平成30年6月29日分から同年10月1日分までの生活・住宅・教育等扶助費等合計の464,984円に医療扶助費75,590円を加えた540,574円と決定したものと認められる。

そうすると、処分庁が本件補償金について、法63条を適用したことは、上記1の法令等の定めにもとつたものといふことができる。

(3) 本件処分における返還金額の算出

処分庁が本件処分に当たって行った、返還対象額及び返還決定額の各認定については、上記1の法令等の規定に照らしていずれも適正なものであり、また、関係資料に照らして違算も認められない。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法、不当な点は認められない。

なお、本件処分通知書に記載の「対象期間」の始期は、本来は平成30年6月29日とすべきところ同月1日と誤って記載したことが認められるが、処分庁は、同月29日、30日の保護費を日割計算の上、適切に算定しており、本件処分を取り消すべきとまではいえない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のことから、本件処分は、法1条の最低限度の生活保障若しくは要保護者の自立助長に反する違法又は不当を主張している。

しかしながら、請求人は、処分庁から自立更生免除に相当するものの領収書の提出を再三求められながらも応じていないことから、局長通知第8・2・(4)のとおり、本件補償金に対しては自立更生免除が適用できなかったことが認められる（上記1・(4)・イ）。

そうすると、請求人は、自立更生免除に必要な書類等の提出及び事実

の申告を行っていないことから、処分庁の手續に何ら問題はない。

また、請求人は、処分庁が2年以上経過した後に生活保護費の返還決定をしたことについて、禁反言の法理に反する違法を主張している。

しかしながら、上述のとおり請求人は処分庁から自立更生免除に相当するものの領収書の提出を再三求められながらも応じていないことから、このことが違法であるとは認めることはできない。

したがって、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手續の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手續、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙(略)